

愛知県司法書士会主催
「法教育シンポジウム in 愛知 ～子どもたちに生きる力を～」
開催報告

報告者 愛知県司法書士会 法教育委員会委員 山崎夕希子

平成21年1月24日、愛知県司法書士会主催で、法教育シンポジウムを開催しましたので、下記のとおりご報告いたします。なお本シンポジウム開催に際しましては、司法書士法教育ネットワークにご後援いただき、ご協力・ご支援を賜りましたこと、心より感謝いたします。

1. 開催概要

日時：平成21年1月24日（土）14：00～16：05

場所：愛知県司法書士会館2階大会議室

主催：愛知県司法書士会

後援：愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、日本司法書士会連合会、
司法書士法教育ネットワーク

2. プログラム

14：00～ 開会の挨拶（愛知県司法書士会 大須賀憲太会長）

14：05～ 第1部 基調講演「法教育の可能性」高橋文郎氏
（福島県司法書士会会長）（司法書士法教育ネットワーク顧問）

15：10～ 第2部 法教育実践に向けての協議

16：00～ 閉会の挨拶（司法書士法教育ネットワーク会長 西脇正博氏）

3. 参加者

このシンポジウムは法教育への理解と教育現場の方々との協働を目的として開催されました。したがって、上記のとおり2委員会と、司法書士法教育ネットワークを含む2団体から後援を頂くことができ、参加者も本会会員46名、昭和会（愛知県青年司法書士協議会）会員1名のほか、教員の方が10名、自治体の方が1名、県外の司法書士が18名、合計76名に及びました。当日の悪天候にもかかわらず、教員の方については名古屋市内をはじめ県内各所より、また県外の司法書士については、北は北海道、南は広島・高知に至る広い範囲から参加して頂きました。この参加状況からも、皆さんの法教育への関心を改めて知ることが出来ました。

4. 内容

第1部は、司法書士の中では、法教育のエキスパートである高橋文郎氏の講演です。学

生の頃に英会話教材の勧誘にあったご自分の体験、福島県で消費者教育の実践を始めたいきっかけや状況、日司連や法務省の法教育研究会でご活躍されていた頃のことやボーイスカウト活動などのお話を通して、法教育について、とてもわかりやすくご講演頂きました。その中でも特に心に残ったことが4つあります。

(1) 法務省の法教育研究会から出された「はじめての法教育」では、法教育を以下のよう

に定義していること。
法教育とは、一人一人が社会を構成する市民として主人公となることを学ぶ教育であり、

法を使う力を養う教育（今の法が自分たちの権利を守ったり、義務を調整したり、どのように社会に役に立つかを知り、それを使うことにより紛争を解決する力を養う）

法を作る力を養う教育（今ある不十分な法を変えたり、新しく作ったり出来ることを知る）

であること。

(2) 法教育の目指すものとは、

子どもたちが、自分の意見を言えること

人の意見を聞くことが出来ること

人の意見に共感し、感動出来ること

人と議論できること

であり、それは、教育の基本ではないかということ。

(3) 法は守るものではあるけれど、自分たちで作ることも変えることも出来るのである、ということ伝えたい。それは、身近なルール作りを通して子どもたちが主体となって考えることにより学習することが出来る。

(4) 対処療法的な消費者教育だけではなく、自分で考える法教育の視点からも消費者教育が出来るということ。

愛知県司法書士会法教育委員会は、「子どもたちに生きる力」をはぐくむ法教育の実践を目指しています。講師のお話を聞き、委員会の目指す方向を再確認することが出来ました。

第2部は、当委員会の松坂良太会員が司会者となり、会場全体に話かける形での意見交換会となりました。参加者の教員の方からの意見や他県の司法書士の意見も活発に出て、時間が足りない位でした。

現在、教育関係者との協働が進んでいる大阪司法書士会の会員からは、大阪高生研（全国高等学校生活指導研究協議会・大阪支部）の先生方と協働した取り組みについて報告がありました。先生だけでも出来ない、司法書士だけでも出来ない、それなら一緒にやろうということが動機になったこと。また、その協働授業において、司法書士は担い手ではなく、あくまで教育現場にいる先生の補助者としての協働であったことが報告されました。それは参加者にとって、協働のイメージがつかみやすくなったと思います。

また、同じく大阪司法書士会のほかの司法書士からは、教育のカリキュラムにとは別に、先生方の「伝えたい」という思いがあり、そして司法書士の「伝えたい・学校へ行きたい」という思いが現在の協働につながっていることが報告されました。

一方、学校の先生方からは、学校現場では時間が足りない状況にあることや教科間での情報交換がなされていないこと、法教育を学校でするとしたら、どの時間やどの教科で行うべきなのかが分からない、法教育自体がまだ分からないことなど、率直な意見が述べられました。

また、教員の為の法律教室が必要ではないかとか、学校側と司法書士との間に問題意識や価値観のズレがあるので、まず両者の信頼関係を築き、きっかけを掴む交流が必要なのではないかという意見も出ました。

約50分間の協議では、時間が十分ではなく、結論が出ませんでした。司法書士が教育現場の先生方の本音を生で聞くことが出来、先生方や自治体の方には、司法書士の法教育への熱い思いや取り組みを知ってもらう良い機会になったと思います。

5. 交流会

シンポジウム終了後、約1時間、会場で簡単なお茶とお菓子を準備して、講師や参加者が交流できる時間を設けました。シンポジウム参加者の内、約30人がこの交流会にも参加して頂くことができました。今までのシンポジウムにはない試みであったと思いますが、さらに意見交換や交流をすることが出来、とても有意義な時間となりました。

6. 今後

このシンポジウムをきっかけとして、教員の方々との協働に向けて、少しだけですが動き出しました。また、当日は中日新聞の取材も入り、翌日には本シンポジウムの記事が掲載され、愛知県司法書士会の法教育への熱い思いが紹介されました。これから先の道のりは長いとは思いますが、「子どもたちに生きる力」をはぐくむ「法教育の実践」のため、愛知県司法書士会法教育委員一同力を注いで行く所存です。これからも、司法書士法教育ネットワーク及び会員の皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。